

子ども医療費の窓口無料化

平成30年10月1日から県内の住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関での窓口負担をなくす制度が始まります。

この制度は、経済的な理由から受診を控えることによる症状の悪化を防ぐことを目的とするものです。

対象世帯には、9月上旬に申請書を送付していますので、申請をお願いします。

○対象者

住民税非課税世帯の未就学児

○無料になる医療費

保険が適用となる入院（食事の費用は除く）、通院、薬、訪問看護、柔道整復施療療養費

※保険が適用されない費用（薬の容器代、選定療養費（紹介状なしで大規模な病院（200床以上）を受診した場合に初診料とは別にかかる費用）や、任意の予防接種費用など）は対象となりません。

○窓口無料にならない場合

医療機関等の窓口で受給者証の提示がない場合または県外の医療機関等を受診した場合

※上記の条件で受診すると、医療機関で自己負担額を支払い、領収書等を持って役場窓口で払い戻しの手続きが必要になります。

○手続きに必要なもの

①申請書

②対象となる幼児の保険証

③印鑑

○提出先

役場福祉事務所

指江庁舎総合管理課

「里親」が必要とされています

里親制度について正しい知識と理解を深めるため、里親制度説明会の参加者を募集します。

○日時

11月9日（金）

午後6時30分～7時30分

※説明会終了後、希望者は個別相談ができます。

○場所

役場3階庁議室

○内容

①映像による紹介

②概要説明

③個別相談（希望者のみ）

○定員 30名

○申込期限 11月2日（金）

定員になり次第、申し込みを締め切りますので、早めにお申し込みください。

○申し込み先

役場福祉事務所子育て支援係

☎（86） 1146「直通」



里親とは、さまざまな事情により家族と暮らすことができない子どもを、家族の一員として自らの家庭に迎え、温かい雰囲気の中で、愛情と真心をこめて養育してくださるかたのことです。

養育されている子どもの年齢は0歳から18歳、養育期間は数カ月から数年とさまざまです。

※現在、県内には家族と暮らせない子どもが約800人います。そのうち約100人が里親などの家庭で、約700人が児童養護施設や乳児院などで生活しています。

◎問い合わせ先

役場福祉事務所子育て支援係

☎（86） 1146「直通」